

4 水道水源林取得の経緯

年 度	取 得 の 経 緯 等		備 考
	内 容	所有者	
江 戸 時 代	・ 水源地一帯は秩序だって利用されていた「入会山」であった。 また、幕府直轄の「お止め山」(主に御巢鷹山)も各所にあり、おおむね良好な森林であった。	江戸幕府	1 6 5 4 玉川上水竣工
1 8 6 7 ~ 1 8 9 7 (明治維新~ 明治30年頃)	・ 林政は、おろそかにされ、森林の荒廃が進む。	帝室林野 管 理 局	1 8 7 2 神奈川県下にあった武蔵国多摩郡中野村ほか31村の水 路関係村を東京府に編入 1 8 7 6 東京府に水道改良委員会を 置く 1 8 7 8 東京府吏員山城祐之が多摩 川水源を確認 1 8 9 0 水道条例発布 1 8 9 3 三多摩地区東京府へ編入 1 8 9 4 日清戦争勃発 1 8 9 7 森林法発布 1 8 9 8 改良水道通水
1 9 0 1 (明治34年)	・ 府は、水源地の荒廃を憂い、日原川流域民有林約5,000haを保安林に編入。同時に山梨県小菅村、丹波山村の約8,000ha及び日原川上流約300haの御料林を譲り受け、東京府林業事務所を設置し、営林事業を開始する。	東 京 府	1 9 0 4 日露戦争勃発 1 9 0 7 世界経済恐慌
1 9 1 0 (明治43年)	・ 水道水源地森林経営案決議。10月に市水源林事務所を設置。11月に小河内村、氷川村、古里村に散在する御料林約700haを譲り受ける。		1 9 1 1 東京改良水道工事終了
1 9 1 2 (明治45年)	・ 山梨県有林約5,610ha(萩原山)と、東京府有林約8,460ha(元御料林府下氷川村、山梨県小菅村及び丹波山村所在)を譲り受ける。	東 京 市	1 9 1 4 第1次世界大戦勃発
1 9 1 3 ~ 1 9 2 6 (大正2年~ 同15年)	・ 府下の私有林約610haを買収。明治44年から府下の公私有地に部分林約870haを設定。経営面積が、約16,250haとなる。		1 9 2 3 関東大震災
1 9 3 3 (昭和8年)	・ 1月1日、日原川上流域私有林約4,780haを買収。水源林事務所は、水道局庶務課に属し、林務掛となり、村山・山口貯水池林も管理することとなる。		1 9 3 7 日華事変勃発 1 9 3 9 第2次世界大戦勃発 1 9 4 1 太平洋戦争勃発
1 9 4 3 (昭和18年)	・ 7月1日、東京都政施行。同時に当局水源林事務所が経済局に移管される。	東 京 都	1 9 4 5 終戦
1 9 4 6 (昭和21年)	・ 水源林事務所が再び当局所管となり、多摩出張所に水源林係を設ける。		
1 9 4 7 (昭和22年)	・ 7月1日、多摩出張所を廃して水源林事務所を開設する。		
1 9 5 0 (昭和25年)	・ 旧古里村有林約100haと、同村との分収契約林設定地約90haを買収する。		1 9 5 2 地方公営企業法施行 1 9 5 7 国立公園法が廃止され、 自然公園法が成立 小河内ダム完成
1 9 6 7 ~ 1 9 7 8 (昭和42~53年)	・ 小河内貯水池の建設に伴い貯水池周囲林として買収した約560haが、水道水源林として当局給水部から所管替えされた。		1 9 6 1 利根川水系水道拡張事業 始まる。
2 0 1 2 ~ 2 0 2 3 (平成24~令和5年)	・ 民有林購入事業による約3,814ha(446件)の民有林購入により、管理面積は令和5年度末で25,444haとなっている。		